

# 令和8年度 松山市結婚新生活支援事業



松山市で新生活をスタートする新婚世帯を対象に、住宅賃借費用や引越費用を補助します

## 対象となる人

令和8年1月1日から令和9年2月28日までに婚姻届を受理された夫婦で、次のいずれかの世帯

- ① 夫婦ともに婚姻日に29歳以下で令和7年中の夫婦の所得合計額が500万円未満
- ② 夫婦ともに婚姻日に39歳以下で令和8年度の住民税均等割が非課税

※申請日に、夫婦の両方又は一方が松山市に住所を有し、住民票の住所が、申請に係る住宅になっていること。

※令和8年度からライフデザイン支援講座の受講等が要件に追加となりました。  
(詳細については、下記二次元コードから松山市HPをご確認ください。)

## 対象となる経費

新婚世帯の居住のために、令和8年4月1日から令和9年2月28日までに支払った下記の費用

- ① **住宅取得費用**  
土地の購入費用は除きます。
- ② **住宅リフォーム費用**  
倉庫・車庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は除きます。
- ③ **住宅賃借費用（賃貸住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）**  
勤務先などから住宅手当等を支給されている場合は、その金額を控除した額となります。
- ④ **引越費用**  
引越業者又は運送業者等への支払いに要した費用です。

## 補助額

1世帯あたり限度額 **60万円**



## 申請期間

令和8年6月10日（水）～令和9年3月5日（金）  
（事務局必着）

<松山市HP>



※なお、令和7年度に補助金の交付決定を受け、交付決定額が60万円に達しなかった世帯（継続補助世帯）には、その差額を上限として補助します。

## 【事業に関する問合せ先】

松山市結婚新生活支援事務局  
〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4丁目3-2 千舟町コンプレックスビル8F  
専用コールセンター ☎ 089-954-4866（平日8時30分～17時15分）



## 対象者の要件

※すべてに当てはまる必要があります。

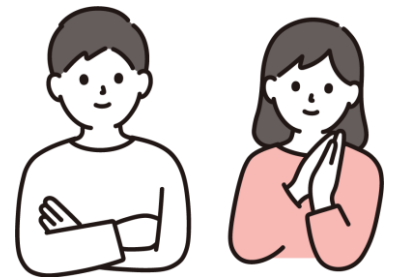
- 令和8年1月1日から令和9年2月28日までに婚姻届を受理された夫婦
- 夫婦ともに婚姻日に29歳以下で令和7年中の夫婦の所得合計額が500万円未満、または、婚姻日に39歳以下で令和8年度の住民税均等割が非課税
- 夫婦ともにライフデザイン支援に関する講座等の受講等をしていること
- 世帯全員が暴力団員等でない
- 市税を滞納していない
- 生活保護法に基づく保護を受けていない
- 過去に、結婚新生活支援事業に係る補助金（他の公共団体による補助金を含む）の交付を受けていない（継続補助世帯を除く）
- 対象経費について、本市、国その他の公共団体による他の補助金等の交付を受けていない
- 令和7年度に交付を受けた本補助金の額が60万円に達していない（継続補助世帯のみ）
- 補助金の交付の決定を受けた日から1年以上継続して松山市内に定住する意思がある



## 必要書類

### すべての世帯

- 申請書
- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
- 夫及び妻の令和8年度市県民税課税（所得）証明書
- 夫及び妻の市税の完納証明書（松山市で課税されたことがある場合に限る）
- 講座等受講等申出書



### 該当する世帯のみ

- 貸与型奨学金の令和7年(令和7年1月1日から同年12月31日まで)における返還額を確認できる書類（夫婦の所得合計額が500万円以上で、貸与型奨学金の返還額を控除した後の夫婦の所得合計額が500万円未満となる場合に限る。）

### 🔍 住宅取得費用

- 住宅の売買契約書もしくは工事請負契約書及び領収書等の写し

### 🔍 住宅リフォーム費用

- 住宅の工事請負書もしくは請書及び領収書等の写し

### 🔍 住宅賃借費用

- 住宅の賃貸借契約書の写し及び賃料等の領収書もしくは支払額が確認できる書類の写し
- 給与所得のある夫及び妻の住宅手当の支給状況を証明できる書類  
※住宅手当の支給がない場合も「支給なし」の証明が必要

### 🔍 引越費用

- 引越しに係る領収書等の写し

## 【事業に関する問合せ先】

松山市結婚新生活支援事務局

〒790-0011

愛媛県松山市千舟町4丁目3-2 千舟町コンプレックスビル8F

専用コールセンター ☎ 089-954-4866（平日8時30分～17時15分）

<松山市HP>

